

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 ..... 人 材 政 策 室 1 頁

訓 令

教委訓第10号

局 中 一 般  
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 7月30日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

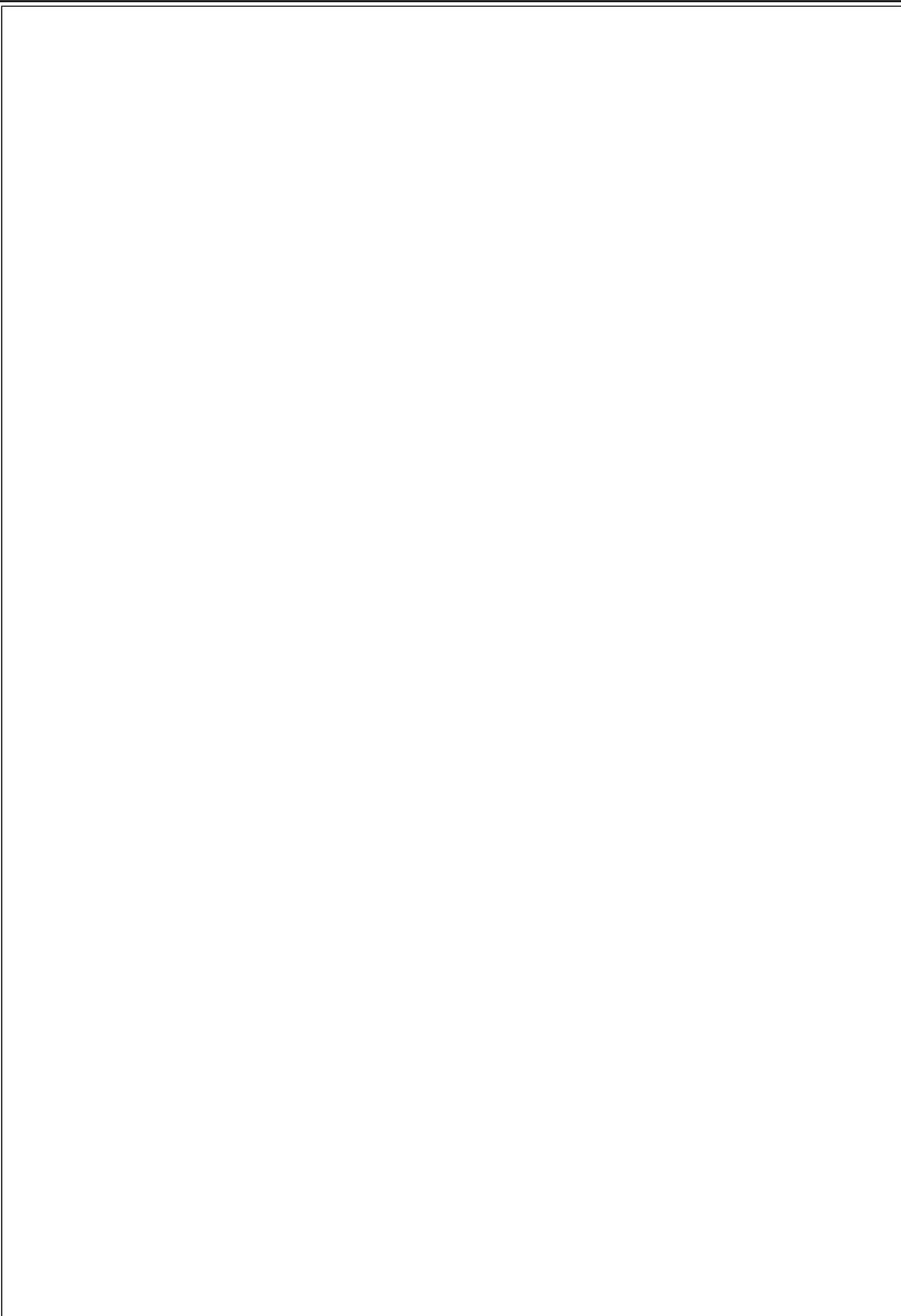
三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成 8 年教委訓第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2(2)の表第13号の項第 5 号及び第22号の項第 6 号中「第 9 条」を「第19条」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 8 月 1 日から施行する。



 発行  
津市 広明町 13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社